

◆2016 年度活動報告

改正障害者雇用促進法（以下、雇用促進法）施行後 1 年を迎え、2015 年度に引き続き、現場と当事者がともに考え、法施行後の障害者に対する具体的な差別と合理的配慮の事例と改善に向けた現状と課題等を議論し、障害の有無に関わりなくともに働くことができる雇用・職場の実現を目的に約 70 人の参加者（介助者等を含む）と 5 人のシンポジストを迎えて、3 月 10 日に衆議院第二議員会館第 1 会議室において「障害者と障害のない人がともに働くためのフォーラム 2017」を開催した。

シンポジウムでの発言、報告、意見交換は、意義あるものであり、特にキリンググループの取り組みとして報告された「キリンググループ障害者雇用憲章（2011 年制定）」で示された「特例子会社は作らず、グループ各社がそれぞれに雇用を推進し、分散を基本とした配置により職場・会社での多様性受容意識の醸成と、そこから生まれる価値創造の実現」への取り組みは、権利条約の理念や差別解消法制定のために内閣府に設置された差別禁止部会の意見を反映したものであり、日本の障害者雇用のあるべき基本と方向性を示したものといえる。

2016 年度のフォーラムは、2015 年度の反省（時間不足）から 13:00～17:45（4 時間 45 分）の開催としたが、時間の長さを感じられないものであった。併せて、参加者については、2015 年度以上に一般企業等からの参加も多く見られた。

◆2017 年度活動方針

(1) 雇用・労働

DPI 日本会議は、全ての障害者に雇用における平等性の担保と労働者性を確保することを目的及び基本的指針としてきており、今後もこの課題の改善に向けた取り組みを進める。障害者雇用については、募集、採用試験、採用後、退職および退職後等、障害者があらゆる場面において障害のない人と同等の機会、処遇を確保するとともに、障害に基づく差別の禁止と障害に応じて必要とする合理的配慮を確保することを基本とする。

一般就労とされている分野では、当面は、2016年4月から施行されている改正雇用促進法に基づき2015年3月に策定されている「障害者差別禁止指針」および「合理的配慮指針」の実効性（当事者の視点に立ちチェックする機能）を確保するための取り組みを進める。

福祉的就労とされている分野については、2015年度に検証した法制度の趣旨に反して事業を運営している就労移行支援A型の問題（障害者への就労支援ではなく、劣悪な労働環境と不当な人件費の抑制により、給付金・補助金を儲けている事業所「悪しきA型」）は厚労省が2015年9月8日に通知（指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について）した指導の効果を検証し、運動課題を整理し、具体的な取り組みを確認・実施する。

第三の働き方とされる社会的企業および社会的雇用など、障害者の新たな働く場としての課題の検証と制度としての整備等を進める。

以上を基本として、障害者の雇用促進と労働権の確立および働く場の確保に向けて、引き続き関係する障害者団体及び日本労働組合総連合会（連合）、全日本自治団体労働組合（自治労）、日本教職員組合（日教組）等の労働組合と連携し以下の取り組みを進める。

- ① 障害者雇用の促進に向けたフォーラム等を継続的に開催する。
- ② 総合福祉部会が意見書としてまとめたパイロットスタディの実施と総合支援法附則第3条に基づく障害者の就労課題を改善するために障害者雇用・就労に関する労働施策と福祉施策を一体的に提供できる制度及び体制の整備を求める。
- ③ 社会的企業及び社会的雇用・就労等、多様な働き方のあり方と制度化に向けた議論を深める。
- ④ 職場における合理的配慮を確保するために、人的サポート、環境整備等、実効性を高めるための取り組み。
- ⑤ 就労継続支援A型・B型の問題点を整理し、福祉の対象から労働者としての位置づけを確立するための取り組み。

(2) 障害者の所得保障の確立

権利条約第19条の「自立した生活および地域社会への包容」に基づき、障害者の地域生活保障や施設や病院での長期生活を余儀なくされてきた障害者が地域移行を促進するために、以下の取り組みを関係団体と連携して進める。

① 年金制度の見直し

- a. 年金制度のあり方は、年金制度の抜本改革時に総合的な観点から見直しを求める。
- b. 障害基礎年金を、障害者の基本的な生活を賄うことが可能な水準に引き上げる。具体的な水準としては、生活保護の基本生計費に障害者加算を合わせた額とする。
- c. 無年金状態にあるすべての障害者について年金制度見直しによる解消を図る。また、年金制度見直しまでは、「特定障害者特別給付金制度」の改善と対象の拡大等の対応を求める。

② その他の制度の見直し

- a. 特別障害者手当を自立生活手当とする等の見直しと基準を引き上げるとともに、すべての障害者を対象とする。
- b. 障害者の地域での住まいを確保すための住宅手当の創設を求める。
- c. 生活保護制度及び生活保護基準等の改悪には、反貧困ネットワークをはじめとする関係団体と協力して反対運動を行っていく。